# 教育委員会提出議案

## 第11号議案

豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 上記の議案を提出する。

令和6年3月27日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

豊島区教育委員会公告式規則(昭和27年教育委員会規則第4号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「教育委員会事務局前掲示場」を「豊島区役所の門前掲示場」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## (説 明)

文言の修正のため、本案を提出する。

第 1 1 号議案資料 令和 6 年第 3 回臨時会 R 6 . 3 .27 庶務課

豊島区教育委員会公告式規則(昭和27年教育委員会規則第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○豊島区教育委員会公告式規則	○豊島区教育委員会公告式規則
昭和27年11月11日	昭和27年11月11日
教育委員会規則第4号	教育委員会規則第4号
第1条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。 第2条 教育委員会規則及び告示は、これを教育委員会事務局前掲示場に掲示して公告式とする。 第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布	第1条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)規則は、教育委員会の指名する2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。 第2条 教育委員会規則及び告示は、これを豊島区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする。 第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布
の日から起算して7日を経て、これを施行する。	の日から起算して7日を経て、これを施行する。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。

#### ○豊島区教育委員会公告式規則

昭和27年11月11日

教育委員会規則第4号

改正 令和6年 月 日教委規則第 号

第1条 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)規則は、教育委員会の指名する 2名の委員が署名し、公布年月日を記入の上、同日教育委員会の名でこれを公布する。

第2条 教育委員会規則及び告示は、これを<mark>豊島区役所の門前掲示場</mark>に掲示して公告式とする。

#### (令6教委規則●・一部改正)

第3条 教育委員会規則は、特に施行期日を定めた場合を除いては公布の日から起算して7 日を経て、これを施行する。

附則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和27年11月1日より適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。